

## 空き家流通・活用促進事業 募集要領に関する Q&A について

### 【注意事項】

・本 Q&A は現時点での情報に基づいて作成していますが、予算の決定状況や制度改定等により予告なく変更される場合があります。最新情報は必ず県HP 上でご確認ください。

岐阜県HP「政策オリンピック「空き家流通・活用促進事業」について」

<<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/489827.html>

### 1 対象事業者について

#### 問1 法人格を有しない任意団体も対象となるか。また個人は対象となるのか。

- ・創意工夫溢れるアイデアを募集する観点から、対象団体は任意団体も含め、幅広い主体を対象としたいと考えております。任意団体については、複数のメンバーで構成されており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある場合は対象となります。
- ・なお、個人は対象としません。

#### 問2 対象事業者は県内に拠点を有する団体に限られるか

- ・県内に拠点を有する必要はありません。

#### 問3 「空き家の流通・活用促進に資する事業を実施する団体」とあるが、実績を要するか

- ・要しません。

### 2 対象事業について

#### 問4 空き店舗や集合住宅の空き室等は本事業の対象となるか

- ・本事業においては空き店舗や集合住宅の空き室も含めたものを想定しておりますが、県内市町村の空家等対策を支援する事業であることが重要と考えます。

#### 問5 空き家の流通・活用促進に資するモデル的な取組とは、どのような事業を想定しているのか。

- ・あくまで一例ではありますが、以下のような事業を想定しています。
  - ① 災害時における避難者の受け入れ先として活用する仕組みづくり
  - ② 集会所や民泊施設、観光休憩所などとして活用する仕組みづくり
  - ③ 育児休業や保育園留学中の短期の宿泊施設として活用する仕組みづくり

- ④ 中古住宅市場に流通していない空き家を流通させる啓発活動
- ⑤ 「空き家の所有者」と「空き家を利用したい人」をマッチングする仕組みづくり
- ⑥ 空き家の新たな活用方法を掘り起こすイベントの開催

**問6 本年度より実施予定であった事業を応募してもよいか。**

- ・募集要項「4 支援内容」に記載のとおり、募集開始日以降に新たに計画した事業が対象になりますので、既存事業や既に予定されている事業は対象になりません。
- ・ただし、既存事業等において新たな取組を企画する場合には、本事業の対象となりえます。

**問7 空き家の改修を目的とするハード事業は対象となるのか。**

- ・本事業は空き家の流通や活用の促進を目的とする事業である必要がありますので、空き家の改修を目的とするハード事業は対象となりません。
- ・ただし、空き家の流通や活用の促進を目的とするソフト事業の一部に空き家の改修が含まれる場合は対象になりえます。

**3 事業要件について**

**問8 県内市町村の空家等対策を支援する取組であることが要件とされているが、市町村と共同で行う事業のみが対象となるのか。**

- ・県内市町村の空家等対策を支援する取組であれば、応募される事業者のみで実施する事業であっても対象になりえます。

**問9 補助の終了後に自立かつ継続して事業を展開していくことを見据えた取組であることが要件とされているが、応募時に自立性や継続性についてどこまでの担保が必要か。**

- ・応募時に事業計画が、補助の終了後に自立かつ継続して事業を展開していくことを見据えたものであれば、自立性や継続性についての担保は求めません。
- ・例えば、本年度の事業を実施した結果、効果が低い、ニーズがない又はその他の理由により次年度の事業が中止になった場合であっても問題はありません。

**4 事業実施期間について**

**問10 事業実施期間外の事業は全て補助対象外なのか。**

- ・原則、事業実施期間外に支払った経費は補助対象外となります。
- ・ただし、やむを得ない事情により、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手する必要があり、事前着手届をあらかじめ県に提出し、県が承認した場合は補助対象にできる場合があります。

**問 11 事前着手届はいつから提出可能か。**

- ・事業実施提案書の提出後であれば、提出可能です。ただし、審査の結果、当該事業が選定されない場合がありますので、ご注意ください。

**5 補助対象経費について****問 12 補助対象経費の「賃金」は何を想定しているか。**

- ・補助対象経費の「賃金」は、例えば、新たな事業を実施するため、試行的に人員を配置する際の経費などを想定しています。
- ・なお、本事業の対象経費は、事業の対象として明確に区分できる支出に限りますので、他の業務と兼任する人員の賃金は対象になりません。

**問 13 空き家を改修する工事費は補助対象経費として含めることができるのか。**

- ・空き家の流通や活用の促進を目的とするソフト事業の一部に空き家の改修が含まれる場合、工事費も対象になりえます。

**問 14 提案した事業が自然災害等によりやむを得ず実施できなかった場合にはどうなるのか**

- ・補助事業者の責任によらない理由により事業の実施ができなかった場合などについては、取組の状況の評価するため、県から聞き取り等を行う場合があります。
- ・理由や時期等を審査の上、真にやむを得ないと認められる経費に対しては補助金の対象となる可能性がありますのでご相談ください。

**6 審査委員会について****問 15 審査委員会の日時はいつ決定するのか。**

- ・審査委員会の日程については、決定しだい県 HP に掲載します。
- ・また、プレゼンテーションの方法や時間等の詳細については改めて通知します。

**7 その他****問 17 選定される事業者数は何団体の予定か。**

- ・3 団体程度を想定していますが、提案いただいた事業の必要経費や県の予算等を踏まえて決定します。